第187回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題 1 会議録の承認

2 審議事項

(1) 在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの導入及び運用 について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「オンラインでの面会提供サービスに係る事務」について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

- (3) 横浜市個人番号カード交付等関連事務業務委託について
- (4) 認知症高齢者地域支援事業(横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク 事業及び横浜市認知症高齢者等見守りシール事業)に係る台帳のシス テム化について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書、個人情報ファイル簿兼届出書及び個人情報ファイル簿廃止届出書を含む。)

- (5) 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」の業務委託について
- (6) 中学校給食(デリバリー型)事業の実施について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届 出書を含む。)
- (7) 横浜市介護認定審査会のWEB会議による開催について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (8) WEB会議システムの利用に伴う電子計算機の結合の制限(条例第13条) 及び事務の委託(条例第14条)に係る審議事項の類型化の提案について
- (9) 保険の加入による個人情報を取り扱う事務の委託に係る審議の取扱いについて

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 医療的ケアを必要とする児・者の家庭への手指消毒用エタノール の配付

イ フードドライブ物品貸出事業

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 横浜市中小企業融資制度事業

イ YOKOHAMAフードドライブキャンペーン

(3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 ア データ移行作業委託

イ データ移行作業委託の為の事前見積り

ウ データ移行作業委託

	(4) ウタロウ ウタニジュルサンスタフ東攻チシスへいての却生
	(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
	アロ座振替勧奨事業
	イ 食品衛生法改正に係る周知啓発事業委託
	ウ 児童氏名ラベルの印刷業務委託
	(5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての
	報告
	議会の傍聴受付
	(6) 家具転倒防止対策助成事業の実施に伴う器具の購入補助等について
	の業務委託についての報告
	感震ブレーカー等設置推進事業に係る事務
	(7) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告
	横浜型プロボノ事業(ハマボノ)
	(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(23件)
	(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(51件)
	(10) 個人情報ファイル簿兼届出書(2件)
	(11) 個人情報ファイル簿変更届出書(6件)
	(12) 個人情報ファイル簿廃止届出書(4件)
	4 その他
	 (1) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年11月21日~令和3年1月22日)
	(2) 12月10日に記者発表した港北土木事務所の職員による不祥事(マイ
	ナンバーの入った行政文書の盗難)
	(3) Peatix社の不正アクセスによる漏えい事故について
	(4) 令和3年度の審議会スケジュール(確定版)について
	(5) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表
	について(報告)
	(6) その他
日 時	令和3年1月27日(水)午後2時~午後5時40分
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3
出席者	中村委員、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、
<i>L</i>	三品委員、吉田委員(委員は全員WEB会議での参加)
欠席者	なし
開催形態 決定事項	公開 (傍聴者なし) ・審議事項(1)から(9)までについて、承認する。
(人)	・報告事項及びその他について、了承する。
議事	【開会】
	(事務局)それでは、ただいまから第187回横浜市個人情報保護審議会の御
	審議をお願いいたします。
	審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。

本日は、9名の委員全員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。

(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催 したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第 185 回審議会と第 186 回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

(事務局) 事務局から2か所修正の御連絡があります。

1か所目は、第186回の会議録の中村会長の御発言箇所について会長御本人から修正の御指示をいただきました。

会議録4ページの下から6行目にある「類型の審議案件」の部分を「類型の報告案件」に修正いたします。

2か所目は、第185回の会議録の最終ページの末尾にある、承認の日付の部分について、「令和2年11月25日第186回」とありますが、前回の審議会に間に合わず、本日御承認をいただく部分ですので、「令和3年1月27日第187回」と修正いたします。

(中村会長) ほかに特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (中村会長) 本日の案件の審議に入る前に、過去の審議会の案件について、 事務局から報告があります。
- (事務局) 平成31年2月の第171回審議会にお諮りして御承認をいただいた「よこはまウォーキングポイント事業のデータ分析等に関する委託等について」、加島委員からも情報提供いただきましたが、当該事業のデータ分析結果について令和2年10月15日と令和2年12月21日に記者発表を行いました。当該記者発表の資料は、委員の皆さまに事前配付させていただいております。内容につきまして、業務主管課から報告させていただきます。

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

私も少し高血圧を心配しています。 ウォーキングに参加したほうが 良いのでしょうね。

(所管課) 是非、参加していただければと思います。

今回、高血圧や糖尿病等を調査しています。3年間というのは、生活習慣病から見ると比較的短い期間ですが、その短い中でも高血圧は結果が出ました。糖尿病は効果が出るのに10年単位の時間がかかりますが、高血圧は比較的効果が出やすいところがありますので、是非よろしくお願いします。

- (土井委員)令和2年12月21日の記者発表資料の裏面に、「イーその他の結果(統計的有意差なし)」とあります。今回有意差がなかったのは了解しましたが、今後もこれらの項目は継続して調べていくのでしょうか。
- (所管課) 具体的にここの部分を調べることはまだ決まっていませんが、 今後更に長く続けていく人への効果は調べていかなければならない と、課題認識を持っています。検討して、継続する場合には相談します。 今回、このように事業の成果が見える形で出ました。根拠に基づいた 事業展開という意味で大変助かっています。引き続きよろしくお願い します。
- (中村会長) ほかにありますか。特に質問がなければ、報告を了承してよろ しいですか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承したとして、報告を終了いたします。

2 審議事項

- (1)【案件1】在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの導入及び運用について(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (中村会長)まず、案件1「在宅型テレワーク用リモートデスクトップシステムの導入及び運用について」の御説明をお願いします。
- (事務局) <所管課及び審議事項について説明>
- (所管課) <資料に基づき説明>
- (中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (三品委員) 5ページの「4 個人情報の管理体制」の【電子計算機の結合】「(3)運用面について」に、スカイシークライアントビューという端末管理ソフトが出てきます。具体的にどんなものでしょうか。個人情報の保護でどんな効用をもたらしますか。
- (所管課) スカイシークライアントビューは、学内PCにインストールし、 そのパソコン上で行われた操作ログ的なものを蓄えて記録しておくた めのソフトです。セキュリティ上のインシデントが起きた場合には、何 が起きたのか、ログを確認して調べられるように入れてあります。
- (加島委員) 5ページの同じところの「(1)本件システムについて」の「なお」以下で、令和3年度中に同等以上のセキュリティ要件を満たしたシステムに切り替えることを検討しているとあるのは、今の方式ではない、別の方式を検討しているということですか。
- (所管課) 今の無償提供が廃止された場合には、新たに別の事業者の有償

- の新テレワークシステムを活用する必要があります。事業者は代わりますが、システムの方式等は同一のものを予定しています。
- (加島委員)総務省の「情報システム担当者のためのテレワーク導入手順書」があります。それを見ると、この方式が当たるのか分かりませんが、これがリモートデスクトップ方式だとすれば、仮想デスクトップ方式を使ったほうがセキュリティレベルは高いです。

この方式は中程度の安全度になっています。その辺りのセキュリティの安全度を考えた時に、仮想デスクトップ方式はお金がかかるとは思いますが、一緒に検討したのでしょうか。

- (所管課) 事業者を何社か呼んで、セキュリティについて安全面を確認しています。現在、システムが原因で個人情報が流出する危険性はゼロだと聞いています。
- (加島委員) 10月まで実証実験をして、その中でも検証していくということでしょうか。
- (所管課) そうする予定です。
- (加島委員) 本方式になったときにはまた改めて審議会で審議しますか。
- (事務局) 本件のシステムと同等の方式で行うことが担保されるのであれば、これまでの例から、特に再度審議に諮ることはないと考えています。ただ、結合の仕方が著しく変わったり、セキュリティ上大きく変わったりするのであれば改めて諮ると考えられます。
- (加島委員)審議に諮らなくてもいいですが、10月までの実証実験の結果は 審議会に教えてください。
- (所管課) 結果については改めて報告します。
- (加島委員) よろしくお願いします。
- (鈴木委員)個人情報の取り扱い業務が広範な印象です。たとえば、教職員 の人事関係情報も含まれていますが、給与に関する情報や、学生につい て障害があるというような情報には触れる予定はないのでしょうか。
- (所管課) 給与等は、今、私どもが使っているシステムとは別の独立した システムで運用しているので、今回は直接取り扱うことはありません。 このリモートデスクトップシステムとは違う方式で運用していますの で、そちらは今までどおり職場で使います。それ以外で掲げる業務とい うことで、通常、デスクで取り扱う業務について記載しました。
- (中村会長)鈴木委員の質問の趣旨は、場合によっては要配慮個人情報を取り扱うことがないのかということです。
- (所管課) 場合によっては、要配慮個人情報を取り扱うことが発生し得る かと考えていますが、基本的には、取り扱う部分はないと認識していま す。
- (中村会長) 取り扱う可能性があるのであれば、16ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」で、「要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨」の欄は「含む」にチェックしておいたほうがいいです。
- (所管課) はい、訂正します。
- (鈴木委員)同じページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」は、印を付けている項目以外にも該当するものがある

- のではないでしょうか。実際の各業務のプロセスの中で取り扱われている個人情報を確実に網羅しているかの観点で、一度確認してください。
- (所管課) 「④心身の状況」欄について訂正します。それ以外の「②家庭生活」「③思想・信条・宗教等」「⑥経済状況」については取り扱うことはありません。
- (土井委員)説明で「2万に訂正する」と言ったのは、資料のどこですか。
- (所管課) 5ページの「5 取り扱う個人情報」の(想定)件数を2万件に訂正します。
- (土井委員) 2万件ということは、学生や受験者など、膨大な数を想定しているということでいいですか。
- (所管課) はい。
- (土井委員) 学生や受験者に対象者を広げてしまうと、「趣味・し好」の趣味などの情報を、知らないうちに収集してしまうことはないのでしょうか。
- (所管課) そういった情報はいわゆる個人情報としては収集していない ので、取り扱うことはありません。
- (土井委員) システムに入力する方法もないと思っていいですか。
- (所管課) ありません。
- (土井委員) 4ページ「3 審議に係る事務」の内容の「(2)使用端末について」で、「要綱に定めたセキュリティ要件を」とあります。セキュリティ要件とは、13ページ「公立大学法人横浜市立大学職員在宅型テレワーク実施要領」の下のほうにある、第6条第2項の(1)から(4)を意味しているのですか。
- (所管課) 第2項に掲げてあるものです。
- (土井委員)(1)から(4)ですね、了解しました。これについてはリモートで利用する人が確認するものであって、大学からは確認しないのでしょうか。
- (所管課) 必要に応じて対応はしますが、自己申告を原則とします。
- (土井委員)分かりました。十分注意してもらえればと思います。
- (吉田委員) その取り扱う想定件数を増やした経緯は何ですか。学生に係る一般的な事務を全部リモートでするのだと思っていました。そうなると、「個人情報の記録項目」の「②家庭生活 家族状況」なども学校の事務に関わってくるでしょう。例えば、学生本人に連絡が取れなかったら親に連絡するかと思います。もう一度精査して、「これを使わない」と言い切れるかどうか、見直してもらいたいです。
- (所管課) 家族の情報は、今回のテレワークシステムでは取り扱わないと、所管から聞いています。そのため、「②家庭生活」にはチェックを付けていません。
- (吉田委員) しかし、懸念として、全般的に学生に関わる事務をこのテレ ワークシステムでするのであれば、積極的に取得しようとしなくても 意図しない情報が関わってくることがあると思います。資料の修正を するときに、本当に「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情

報の記録項目」にリストアップされているほかの情報が関わっていないのか、もう一度確認ください。

(所管課) 分かりました。

(告田委員) よろしくお願いします。

- (加島委員) これからどんどんテレワークが進んでくると思います。横浜市全体として、テレワークするときの基準はありますか。テレワークは性善説に則って実施しています。個人で何か不正しようと思えばできてしまいます。プリントやコピー&ペーストができなくても画面を写真に撮れば情報を盗ることができてしまいます。テレワークをするに当たって、きちんとした仕様を市全体として作っておく必要があるのではないでしょうか。
- (所管課) 本学としてはテレワークに関するマニュアルを作成しています。 加島委員がおっしゃったような不正をしないように指導していきま す。また、情報漏えいがあった場合は懲戒処分での対応になります。
- (事務局) 市の区局での個人情報の取り扱いについては、事務局から説明します。加島委員から指摘があった点については、市でもテレワークに関して早急に検討を進めているところですので、事務局から関係部門である総務局行政・情報マネジメント課に状況を聞きました。今はまだ調整を行っている段階ですが、来月の審議会でも別件でテレワークの案件が審議に諮られる予定ですので、その際に少し説明ができるかと思います。

(加島委員) 分かりました。

(中村会長) 委員からこれだけ意見が出るのは、やはりテレワークで事務を 行うことによる個人情報漏えいや侵害の危険性があるという感覚を 持っていることの現れだと思います。所管課でもその点を留意してこ の事業を進めてください。

それでは、特に御意見がなければ、案件1を承認するということでよ ろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (2)【案件2】横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「オンラインでの面会提供サービスに係る事務」について(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (中村会長) 次に、案件 2「横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「オンラインでの面会提供サービスに係る事務」について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 昨年5月にセカンドオピニオン事業を行うために導入された システムと同じシステムを使うとの説明でしたが、セカンドオピニオ ン事業に比べると、オンライン面会はそこまでセキュリティの観点は 高くないと思います。基本的に問題ないかと思います。

昨年5月に承認したセカンドオピニオン事業について、その後の利用状況はどうですか。今わかる範囲で教えてください。

(所管課) 7月から運用を開始しました。現在まで数件、実施したと聞いています。件数はまだ多くありません。

(板垣委員) 特に問題などは起こっていませんか。

(所管課) はい、そのように聞いています。

- (板垣委員) オンライン面会は今後多く行われそうに感じます。セカンドオピニオンは数件で、オンライン面会は毎日何十件も行われていくのではないでしょうか。 運用としてはオンライン面会のほうがメインになっていくような気もしますが、どうですか。
- (所管課) 12月からオンライン面会のサービスは開始しています。全病棟ではなく、集中治療系の病棟に限定して試行的に始めています。開始して2か月弱ですが、実施の件数は今現在3件ほどです。

(板垣委員)では、あまり大々的にやるつもりはないのですか。

(所管課) 当院の場合は、入院する方は多くの場合1週間から10日で退院 します。その期間であえてオンライン面会を使うケースはあまりない かなと思います。

(板垣委員) オンライン面会を使うのは長期入院の人ということですね。 (所管課) はい。

(大谷委員) 今回のシステムは前回のセカンドオピニオン事業のシステムと同様だということです。前回御説明いただいたかと思いますが、再確認させてください。資料の23ページの「5 取り扱う個人情報」で、オンライン面会申込者の個人情報の種類で、【事務の委託】のほうには「クレジットカード情報」が記載されていますが、【電子計算機処理の開始】【電子計算機の結合】のほうには「クレジットカード情報」が記載されていないのはどのような仕組みを反映していますか。

それから、21ページの「4 個人情報の管理体制」【電子計算機の結合】の「結合についての個人情報保護措置」のところで、「最高水準の暗号方式であるSSL通信」という表現はあまり良くないかなと思います。SSL通信のバージョンによっては禁止されているものもありますので、TLS1.2通信を使っていることを明記したほうが良いと思います。

(所管課) クレジットカード情報については、当院の事務では、患者のクレジットカードの情報は知り得ないし、知る必要もないため、【電子計算機処理の開始】【電子計算機の結合】には記載していません。

【事務の委託】については、家族がアカウント登録する際にクレジットカード情報が必須です。委託事業者でそれが管理されるので記載しています。

(大谷委員) クレジットカード情報はストライプ社に登録されるのですね。 19ページの「3 審議に係る事務」【電子計算機処理の開始】【電子計算 機の結合】の内容(5)の「面会が終了したら、0円を入力して終了処理を行う」というところですが、このとき本人確認のために収集されるのは氏名などの情報だけで、クレジットカード番号が表示されない画面を使うという認識でいいか、確認させてください。

- (所管課) 画面上にクレジットカード情報が出るわけではありません。単純に「0円で決済しました、よいですか」といった表示がされます。
- (中村会長) 先ほどの大谷委員の、「電子計算機の結合についての個人情報保護措置として、SSL通信だけというよりもむしろTLS1.2通信を使っていることを明記すべきではないか」という指摘についてはどうですか。
- (所管課) そのほうがふさわしい表現ということであれば、そのように記載します。
- (中村会長) ではそのように記載してください。

あまりこのサービスが利用されていないということですが、今後も しこのサービスの利用が非常に多くなったときに一つ気になることが あります。病室にいる患者のところにタブレット端末を持っていくの ですよね。そのタブレット端末に第三者の個人情報が映るおそれはあ りませんか。同じ病室にいる人の氏名が分かったりしませんか。

(所管課) それに関してもありません。オンライン面会用のタブレット端末で、このアプリケーションしか入っていませんので、ほかの患者の情報に触れることはありません。

(中村会長) カメラが付いていて、患者を映すのですよね。

(所管課) そうですね。

(中村会長) そのカメラに周りが映り込むおそれはありませんか。

(所管課) 現在使用している環境ではそのおそれはありません。基本的に個室の中でのやり取りになっています。大部屋で大きな声を出してやり取りすることは想定していないので、問題ないかと思います。どちらかというと、動けないような、集中治療室で管理されているような患者を想定してこのシステムを導入しています。動ける人はスマートフォンでビデオ通話などができるので、御自身で勝手にビデオ通話で面会されているようなところがあります。患者が動けなくて、でもどうしても家族が面会したいような場合を想定して、このシステムを導入しています。

(中村会長)分かりました、ありがとうございます。

ほかに何か御質問はございますか。ないようでしたら、案件2を承認 するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3)【案件3】横浜市個人番号カード交付等関連事務業務委託について

(中村会長) 次に、案件3「横浜市個人番号カード交付等関連事務業務委託 について」の御説明をお願いします。

- (事務局) <所管課及び審議事項について説明>
- (所管課) <資料に基づき説明>
- (中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (板垣委員) 想定件数1万数千件というのは多く見積もった件数とのことですが、この1年くらいでマイナンバーカードの申請が急に増えたのですか。
- (所管課) 29ページの「3 審議に係る事務」の「必要性・効果」に記載があります。昨年6月に、昨年度の月平均の約5倍に申請が急増し、その後も高い申請件数を維持しています。前年度に比べると数倍の件数になっています。
- (板垣委員) なぜそれだけ増えたのですか。マイナポイントがそれだけ効果があったのですか。
- (所管課) マイナポイントももちろんありますが、臨時給付金の際に、マイナンバーカードを使えばすぐに給付金を申請できる仕組みがありました。その際に5倍に急増しました。

その後、更にマイナポイント制度が始まり、7月、8月、9月と急増が続きました。

(板垣委員) ありがとうございます、参考になりました。

(中村会長) ほかにいかがでしょうか。特にないようであれば、案件3を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (4)【案件4】認知症高齢者地域支援事業(横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク事業及び横浜市認知症高齢者等見守りシール事業)に係る台帳のシステム化について(個人情報を取り扱う事務変更届出書、個人情報ファイル簿兼届出書及び個人情報ファイル簿廃止届出書を含む。)
- (中村会長) 次に、案件4「認知症高齢者地域支援事業(横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業及び横浜市認知症高齢者等見守りシール事業) に係る台帳のシステム化について」の御説明をお願いします。
- (事務局) <所管課及び審議事項について説明>
- (所管課) <資料に基づき説明>
- (中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (板垣委員) 見守りサービス自体は平成30年から運用が始まっています。これまで3,000件ほど登録されているそうですが、このサービスがあったから行方不明者が見つかったというような事例はありますか。
- (所管課) 年間10件か20件、見守りシールで発見されてコールセンターに 連絡いただいている人がいらっしゃいます。

(板垣委員) 思ったより多い件数です。役に立っているのですね。

(所管課) そのシールを付けていることによって、家族や見守っている人 たちが安心するという、お守りのような形で使っている人もいるのか なとは思います。

(板垣委員) 個人情報の流出や侵害の案件は今までありましたか。

(所管課) この事業については今のところそういった事例はありません。

(中村会長) ほかに御質問等ありませんか。それでは、案件4を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(5)【案件5】「新型コロナウイルス感染症コールセンター」の業務委託について

(中村会長) 次に、案件5「「新型コロナウイルス感染症コールセンター」 の業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 昨年9月にこの話題は随分審議したので、今回はそこまで大変 な話ではないかもしれません。

昨年9月に審議した「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」と今回の「新型コロナウイルス感染症コールセンター」は、 具体的にどのようなところが違うのですか。より一般的になったイメージはありますが。

(所管課) もともと一般的な相談を受け付けるコールセンターがあり、従来から委託により行っていましたが、個人情報は取り扱っていませんでした。

昨年承認いただいた「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」は、いわゆる濃厚接触者等の相談を受けるものです。いろいろな個人情報や症状等を取り扱うので、人材派遣職員で市の直営で実施していました。今回、コールセンターと相談センターを合体して委託により運用するので、改めて審議に諮ります。

(板垣委員) 昨年9月に承認した「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」について、この数か月間運用していて、何か問題はありましたか。

(所管課) 特にありません。

(鈴木委員) 44ページ「3 審議に係る事務」の【事務の委託】の内容欄に、「(2)応答の手段 電話、ファックス」とありますが、45ページ「5 取

- り扱う個人情報」の【事務の委託】では、紙データの個人情報の種類は「なし」となっています。ファックスの紙はないのですか。
- (所管課) 基本的には、電話対応が難しい人のためにファックスを設置していますので、ファックスが送られてくることを想定しています。記載の仕方が不十分だったかも知れません。
- (鈴木委員) 45ページ「4 個人情報の管理体制」の「受託者における電子計算機処理」は「無し」にチェックされていますが、それでよいのですか。
- (所管課) 録音なので、電子計算機処理はありません。
- (鈴木委員) 相談記録を付けるのではなく、音声データを保管するだけですね。すると、46ページ「委託先個人情報保護管理体制」の9(6)で、「電算処理を行う場合の個人情報保護対策」の「ID・パスワード付与によりアクセス制限」にチェックされていますが、これは音声データについてということですか。
- (所管課) そうです。
- (鈴木委員)分かりました。でも、電子計算機処理は行わないのですか。審議資料の書き方がよく分からないですね。書き方は事務局の方が詳しいでしょうか。
- (事務局) 事務局が所管課に、45ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」について、音声以外にもいろいろな種類を書いているので、これらを入力等しないのかと確認しましたが、これは音声としてこれらの内容が記録されるという意味だそうです。
- (鈴木委員) この委託には電子計算機処理は無いので、46ページの9(6)は 「電算処理」とは言っているものの、電子データがあるのでその対策を 記載しているだけという整理なのですね。
- (事務局) 9(6)については、場合によってはチェックが不要な可能性もあるので、事務局で確認して修正します。
- (鈴木委員) そのような対策を取っていること自体は重要だと思います。今 の様式だと、特に書く場所がなかったということなのでしょうね。
- (事務局) そうですね。
- (鈴木委員)「電算処理」と言っても、電子データの中身も文字情報だけで はなくなってきていますから、この様式自体も考えていかないといけ ませんね。
- (事務局) これまでの事案に照らすと、44ページ「3 審議に係る事務」 【事務の委託】の辺りや所管課の説明の中で言及している場合が多かったです。今回はそこまで言及していなかったので、記載しようと思います。
- (鈴木委員) 対策自体は必要なものだと思っています。書面の体裁の話でした。よろしくお願いします。
- (中村会長) 記入の仕方については調整してください。ほかに何かございますか。それでは、案件5を承認するということでよろしいでしょうか。
- (各委員) <異議なし>
- (中村会長) それでは承認といたします。

(6)【案件6】中学校給食(デリバリー型)事業の実施について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む)

(中村会長) 次に、案件6「中学校給食(デリバリー型)事業の実施について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

- (中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。
- (鈴木委員) 56ページ「3 審議に係る事務」【事務の委託】の内容(5)衛生管理等補助業務の部分ですが、サポートセンター業務と同様の情報を確認することが可能だとの事ですが、衛生管理等補助業務をする人々は、支援対象の有無まで確認できるのでしょうか。
- (所管課) 衛生管理等補助業務事業者につきましても、支援の有無などの情報を見ることを想定しています。サポートセンターでは「注文したかどうか」や「ログインができない」「支払がまだ済んでいない」というような問い合わせを受けますが、衛生管理等補助業務事業者が受ける問合せは、「自分が食べた給食の中に髪の毛や虫などの異物が入っていた」というような問い合わせを想定しています。

それだけなら支援対象かどうかを知る必要はありませんが、その後、 代金をお返しする必要があります。その時に、サポートセンターだけで なく、衛生管理等補助業務事業者が、支払をしている人なのか、無償で 支援を受けている人なのかを判断して、返金の案内をするか、「以後気 を付けます」といった謝罪のみで代金については触れないかと対応が 変わるので、サポートセンターと同様の情報を確認できるようにした いと考えています。

(鈴木委員) そのような業務なのですね。分かりました。

もう1点お尋ねします。給食においてアレルギーの問題について、何か情報を取得する場合はありますか。

(所管課) 今回の中学校給食については、心苦しいのですがアレルギー対応ができません。選択制として選べる形式になっているので、もしアレルギーを持つ生徒の場合は、日々の献立や原材料、アレルギー情報を公開しているので、それを御確認いただいて、食べられないものが入っているときは、別のものを御用意いただくことを考えています。そのため、アレルギー対応に関しての審議はないと考えています。

急にアレルギーを発症することは中学生ではあまりないのですが、 可能性としてはあります。衛生管理等補助業務の中で、その時にどうす るかというのは、個別の業務ではありますが、基本的にはアレルギー情 報等は我々では管理せず、保護者や生徒自身で選択してもらうことを 考えています。

- (鈴木委員) そうなのですね。そうすると、どこかでアレルギー情報を取得する場合がありますね。その部分はどこかに記載していますか。例えば74ページ以降で、取得する可能性がある情報として健康状態に関わる部分なのかと思ったのですが、記載する必要はありませんか。
- (所管課) 現在のハマ弁事業でもそうですが、給食や弁当の事業者がアレルギー対応をするのではなく、学校の管理でやっています。小学校では給食を実施していますが、例えばエピペンが必要なくらいアレルギーを持っているなどの情報は、学校の教職員が把握しています。もし何かあったら学校で対応しますし、中学校についても特段その辺りの変更はしないので、資料にも記載していません。
- (鈴木委員) 先ほどの話では、衛生管理等補助業務の中でアレルギー等の情報を取得する可能性があるとのことでした。それであれば、資料のどこかに記載いただく必要があるのかなと思います。
- (所管課) 御指摘のとおり、衛生管理等補助業務の受託者が耳にしたり対応の中で学校から聞いたりすることも可能性としては考えられるので、どこかに記載することを検討します。
- (鈴木委員) 残るか分かりませんが、相談記録のような形で残るのであれば、記載するところなのかなと思います。よろしくお願いします。
- (中村会長) 58ページ以降の「4 個人情報の管理体制」【事務の委託】で、「給食調理・配送等業務委託」の受託者における個人情報取扱職員数が 非常に多いのですが、これだけの人数が個人情報を取り扱うのですか。
- (所管課) 記載のとおりの人数が必要です。各学校に配膳員を3名程度配置する予定です。この配膳員が、どの生徒がどの注文をしたかという情報を管理します。クレジットカード情報や支払などの情報を管理するのではありませんが、生徒名と注文内容を把握した上で弁当を生徒に手渡します。そのため、個人情報取扱職員数には、本社の注文を管理する数名の職員に、配膳員も加えた人数を記載しています。
- (中村会長) ありがとうございます。ほかに御質問や御意見はありませんか。それでは、案件6を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (7)【案件7】横浜市介護認定審査会のWEB会議による開催について(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (中村会長) 次に、案件 7「横浜市介護認定審査会の WEB 会議による開催について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(板垣委員) 第185回審議会では区福祉保健センター業務でのWEB会議、第

186回審議会では精神医療審査会のWEB会議の審議がありました。今回の介護認定審査会のWEB会議も、基本的な考え方やシステムは同じようなものですか。

(事務局) 今回の案件は、WEB会議システムもWebexで、当審議会で使っているシステムと同じものという理解で結構です。

(板垣委員) 何か違う点があるとすると、どのような点でしょうか。

- (事務局) 取り扱う個人情報と、関連する資料の取り扱い方は事案によって異なるかと思います。
- (板垣委員) 現在検討中のものも含めて、医療や健康に関する審査会などを WEB会議で行うものが今後も審議案件として出てくるのでしょうか。
- (事務局) この審議のあと、WEB会議システムの利用について類型化の審議をお願いします。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため人同士の接触を避けているので、健康福祉局でもWEB会議の利用を積極的に進めている状況です。

(中村会長) ほかにございますでしょうか。

この審議会と同じCisco Webex Meetingを使うということですので、 これまでにも何度も審議してきた正に類型化案件だと思います。特に 問題なければ、案件7を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

- (8)【案件8】WEB会議システムの利用に伴う電子計算機の結合の制限(条例第13条)及び事務の委託(条例第14条)に係る審議事項の類型化の 提案について
- (中村会長) 次に、案件8「WEB会議システムの利用に伴う電子計算機の結合に係る審議事項の類型化について」の御説明をお願いします。
- (事務局) 前回11月の審議会でWEB会議システムの利用に係る案件2件を審議にお諮りした際に、大谷委員から、WEB会議システムの利用については、一定の条件を満たした場合には審議案件とするのではなく類型案件としてはどうかとの御意見をいただきました。その際にいただいた御意見の内容を踏まえまして、今回、類型化の御提案資料を作成しました。

初めに、案件名を訂正します。本日の次第における本案件の名称は、「WEB会議システムの利用に伴う電子計算機の結合に係る審議事項の類型化について」となっており、「事務の委託」との記載がありませんが、正しくは、「WEB会議システムの利用に伴う電子計算機の結合の制限(条例第13条)及び事務の委託(条例第14条)に係る審議事項の類型化」となります。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員)要件を整理していただいて、厳しめではありますが、重要な市 民の情報を取り扱う上で、かなり保守的な要件を詰めてくださったと 理解しています。

これは、この条件に加えるかどうか皆さんの御意見をいただければ と思うのですが、会議の参加者が、秘密性が確保されているような場所 で会議に参加しているかどうか、参加者側も守るべき事項を明確にし て、それをきちんと伝えて、そのような環境を用意できる場合に参加し ていただくという、人的な側面についても条件の一つに加えるべきで はないかなと思っているところです。

もしかすると、条件(1)にその点が含まれているのかもしれませんが、具体的に言葉にしておく意味があるのではないでしょうか。

(中村会長) 大谷委員の御意見について、ほかの委員の皆さんはいかがです か。御意見はありませんか。

今回、審議事項の類型化に関しては、電子計算機の結合の制限と事務の委託なので、そこから外れるかも知れませんが、WEB会議システムを利用するとなると、資料をどうするかという問題があります。先ほどの案件7では、資料は郵送で配付するけれども、区が回収して廃棄処分するということでした。その点も非常に重要だと考えています。そのようなことを事務開始にあたっての要件に入れていくのも、先ほどの大谷委員の御意見と少し関連すると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 大谷委員からいただいた御意見と、中村会長からいただいた御意見については、すでに条件(1)及び(2)で十分に確認がされる前提です。現在、庁内でも、個人情報を取り扱っていない事務も含めてWEB会議利用のニーズが高まっており、庁内で整理が進んでいる状況です。その中で、参加者の利用環境等の条件は、セキュリティ管理者が基準を整理して庁内のルールを整備して、通知されている状況ですので、御懸念の点はカバーできていると考えます。あえてここで明文化しておくかは、御審議いただければと思いますが、要件を厳しくすると、類型案件から外れたときに個別に御審議いただくことになるので、書き方や条件付けは御検討いただければと思います。

(中村会長) 今の事務局からの説明を踏まえて、いかがですか。

(吉田委員)事務局の説明では、WEB会議開催の要件が、参加者への注意事項なのか要件なのか分かりませんが、整理されるという認識で良いと思いますので、ここに記載する必要はないかと思います。別途、記述するのかなと思います。それでいいでしょうか。

(中村会長) ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

(加島委員) WEB会議のシステムのトラブル発生時の代替策をどう考えていますか。

実は昨日、WEB会議をWebexでやる予定でしたが、サーバーがダウンして会議ができませんでした。再起動したら動きましたが、参加者が集まっていたのに会議ができなかった時間が1時間半ありました。おそらく運用管理者は、トラブル発生時の代替策についていろいろ考えていると思います。自宅のパソコンにセキュリティ対策ソフトが入って

いてそこから参加する場合はいいですが、システムに何らかの障害が 発生した場合に、例えば自分のスマートフォンで参加したとき、そのス マートフォンが安全なものかといったことについて、審議会の範疇で はありませんが、運用管理者の方に、事前協議の検討項目に入れてもら いたいです。

(事務局) 加島委員の御意見について確認しますが、想定していたWeb会 議の利用環境がトラブルで使えなくなり代替手段を使う場合に、その 対応でセキュリティ上の穴ができるのではないかという御懸念でよろ しいでしょうか。

(加島委員) そうです。

(事務局) ありがとうございます。その点についても、事務局が把握している限りでは、利用環境について情報セキュリティ担当と事前に協議した際の条件でしか使ってはいけないという前提です。先ほどの審議にもありましたが、最新のOSにしているといったところがポイントになってくるかと思います。代替の機器を使う場面でも当然、満たされているものを使うのが原則です。

(加島委員) はい、よろしくお願いします。

- (土井委員)事務開始にあたっての条件はそれで了解しました。仮に今まで使っていたものがセキュリティ上の観点で望ましくないことが急に判明したら、運用管理者から素速く通達されて止めると思います。その辺りの手順は確立されていますか。
- (事務局) セキュリティ上のトラブルが発生した場合、例えば庁内で使っているパソコンに問題が生じたような場合については、庁内LANの掲示板にセキュリティ情報が出ます。また、個別に通達を出す対応も考えられます。
- (土井委員)確率は少ないと思いますが、WebexやZoomなどのWeb会議システムに何か問題があって、解決されるまで使えなくなった場合、先ほどの加島委員の御意見とも関係しますが、予備があるかないかも含めて整理できているのでしょうか。予備を用意するのは少し丁寧にしすぎる気もしますが、どうでしょうか。
- (事務局) 情報セキュリティ担当で事前に協議しますので、仮に協議をしたサービスに問題が生じたのであれば、情報セキュリティ担当から個別に「それは使えない」と発信することになると思います。現状では代替手段までは用意していません。有償のアカウントを用意するか、無償のサービスで使えるものがあれば使うことが考えられますが、基本的には、個人情報を取り扱う場合は無償のサービスは利用できないことになっていると思います。代替サービスを利用することまでは考えていないのが実情です。
- (土井委員) 時期をずらすなどやむを得ない理由があるなら、それもありだ と思います。

(事務局) 会議を延期するような対応になると思います。

(土井委員) その辺りが考えられているのなら結構です。

(事務局) 先ほどの事務局の説明を一部訂正します。情報セキュリティ担

当の見解では、現在では、個人情報を取り扱う場合であっても、必ずしも有償のサービスに限定する必要はないと聞いています。事務開始に当たっての条件として、資料に記載している(3)から(5)までが確保されていれば、無償のものであっても使うことは可とすると事前に確認しています。

- (土井委員) わかりました。その辺りがきちんとコントロールされていれば、そんなに心配はしていません。
- (中村会長) 我々には情報セキュリティ担当がどのような運用をしている か分からないのでいろいろ質問が出ますが、一般的な基準や規定が あったら参考に見せてもらうことはできませんか。
- (事務局) 現在、実施機関内で情報セキュリティ担当が出している通知文 などを示せばいいですか。
- (中村会長)はい。一度見ておいたほうが委員の参考になると思うので、次 回の審議会で配付してもらえれば有り難いです。
- (事務局) 先ほど大谷委員から御意見があった件は、類型報告基準の文面 としては差し当たりこの案のままでいいでしょうか。その前提で、情報 セキュリティ担当からの情報を参考までに紹介するということでいい でしょうか。
- (大谷委員)事務局の説明では、情報セキュリティ担当が作成している庁内 ルールで十分カバーされているということなので、文面はこれで十分 だと思います。次回見せてもらえるのを楽しみにしています。
- (中村会長) 大体、大勢としては事務局案どおりでいいと思います。この 案で類型化するということでいいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それではこの事務局案のとおり類型化するということにいた します。

(9)【案件9】保険の加入による個人情報を取り扱う事務の委託に係る審 議の取扱いについて

- (中村会長)次に、案件9「保険の加入による個人情報を取り扱う事務の委託に係る審議の取扱いについて」の御説明をお願いします。
- (事務局)この類型は、平成22年10月27日第87回審議会において、「個人情報を取り扱う事務の委託(条例第14条)」の新たな類型パターンとして承認されたものです。実施機関が保有する車両について、自動車任意保険、いわゆる損害賠償責任保険に加入する場合に、交通事故発生時の示談交渉・示談締結・損害賠償の手続等に要する個人情報を取り扱うことから設けられたものです。

今般、この類型を見直すことを御提案します。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員)自動車任意保険に加入するに際して、取り扱う個人情報関係が 類型パターンに該当すれば報告事項としていたものを、報告すら不要 にするという提案ですね。

(事務局) はい。

- (三品委員) 施設所有者賠償責任保険加入の有無が議題にどう関係しているのか、よく分かりませんでした。
- (事務局) もともと類型パターンになっていたものは自動車任意保険の加入についてだけです。今回相談があった施設所有者賠償責任保険加入の事案には、この自動車任意保険加入の類型パターンが適用できないので、個別に審議せざるを得ません。ですが、保険全般として広く捉えれば、損害賠償責任保険のような保険に加入する事案についてわざわざ個別に御審議いただくまでもないのではないかと考えました。そのため、今後は保険加入についての審議を不要にしてはいかがかと御提案するものです。
- (三品委員)整理すると、自動車任意保険加入は報告不要で、更に今回は施設所有者賠償責任保険に代表されるような損害賠償責任保険への加入全般についても報告不要にしたいということですか。
- (事務局) 共に報告も不要にしたいと考えています。
- (中村会長) 今回の審議案件の趣旨として、単に「保険の加入」と書いてありますが、市が契約する保険は損害賠償責任保険のようなものだけですか。保険はいろいろあると思います。
- (事務局) 全ての保険を事務局で把握できてはいませんが、基本的に損害 賠償責任保険を前提に考えています。
- (中村会長)では、「損害賠償責任保険の加入に伴い、保険会社に対して」 と限定していいですか。
- (事務局) それは問題ありません。損害賠償責任保険以外の案件は現段階では事務局は把握していません。もし案件があれば改めて審議会へ相談させていただきます。直近では損害賠償責任保険以外の案件は事務局に寄せられていません。当面は損害賠償責任保険の加入について御判断いただければ結構です。
- (中村会長) この辺りは三品委員の専門です。三品委員、どうですか。
- (三品委員) 自動車任意保険に車両保険が付帯されていると、それはおそらく損害賠償責任保険だろうと思います。市の車両が自損事故を起こした場合は損害賠償の問題にならないので、自分の車両にかけていた保険からの保険金しかもらわないという議論になります。

ただ、その場合は事故自体に被害者が出てこないので、個人情報で問題になるのは市の職員かもしれないという気もします。

もともと類型化されていたのは、保険に加入するときに保険会社に 示談代行なり何なりの業務をさせるにあたっての情報提供のようなも のを類型報告するということかと思います。契約更新のたびに全て類 型報告をしていたのですか。

(事務局) 更新のタイミングで改めて報告することはありません。「個人情報を取り扱う事務の委託」の審議の要件が「新たに委託する場合」と

なっているためです。通常の審議案件でも同様ですが、事務の委託について一度審議に諮った委託が継続する場合は、状況に変化がないので、 改めて審議する必要はないと整理しています。類型報告についても同様で、報告の必要はありません。

(三品委員) 自動車任意保険は車両ごとに契約しているものとは思います。 ただし、ある保険会社に新たに保険加入する場合だけ類型報告をして いるということで合っていますか。

(事務局) おそらくそうであると思います。

(三品委員) 類型の報告案件もそんなに数は多くはないのですか。

(事務局) そのとおりです。数としては少ないです。

- (中村会長) 今後、報告を不要にするに当たり、今回の案件の趣旨ではただの「保険」と書いてありますが、損害賠償責任保険に限定して、報告を不要としてしまうことについて、特に何か意見はありますか。
- (大谷委員)「横浜市が被保険者となる」というような制限を加えたほうが 良いと思います。保険契約全般でなく損害賠償責任保険に限定したと しても、保険契約の当事者や被保険者が誰であるかを条件付けておい たほうが良いと思います。

(事務局) 事務局としてはその御指摘を反映して問題ありません。

(中村会長)被保険者はどのように定められていますか。市の職員ではありませんか。

(事務局) 横浜市という前提かと思います。

(中村会長) 契約当事者は横浜市ですか。

(事務局) はい。

- (三品委員) 許可された人が被保険者にならないと、自動車事故を起こした ときに保険が効かなくなってしまいます。
- (事務局) 運転する職員は日によって替わってくる場合もあるかと思います。個別に職員の名称まで届けているのか、横浜市のある課の属性の職員ということで届けているかまで細かく把握できていません。いずれにしても、横浜市の職員という前提かと思われます。
- (中村会長) 従前、個人情報が問題になるのは、事故が起こってその示談代行をするときに、被害者なりの情報が保険会社に伝えられるからです。 しかし、実際に示談代行してもらうときは、事故に遭った職員の同意を得て情報を保険会社に提供しているのでしょう。だから、あまり個人情報の保護について神経質に考える必要はないと思います。
- (事務局) そのとおりです。今回お諮りした背景にも、会長の御意見のような理由が多分にあります。
- (中村会長)「全ての保険」と言ってしまうと少々不安ですが、損害賠償責任保険加入に係る範囲で、委託については報告も不要とするということで良いと思います。
- (三品委員) 私も全く問題ないと思います。

1点だけ確認したいのですが、今回の話の中で保険会社や弁護士は 問題ないと思いますが、市がこの保険契約を結ぶときに代理店は関与 しますか。直接契約で代理店を挟むことは多分ありませんよね。

- (事務局) あり得ます。入札などして契約すると思いますので、代理店と 契約すると思います。
- (三品委員)代理店でも、個人情報の取り扱いについてはあまり心配ないという理解でいいですか。
- (事務局) 事故が発生したときには代理店は間に入らないでしょうから、 代理店が被害者の個人情報を取得することはないと思います。違うで しょうか。
- (三品委員)市の場合は、損害賠償で示談したりするときに、上位の職位まで決裁が上がる場合があるので、市の職員が直接示談に関与するかも知れません。その意味では代理店が中心になって動くことはないかもしれませんが、代理店にも報告は来るのではないかと思います。保険料にも影響しそうな気がするので、代理店側としても情報が分かりそうな気はします。ただ、大手のきちんとした半官半民のような代理店が関わるのかなという気がするので、あまり大きな問題はないように思います。
- (中村会長) それを踏まえても、今回の損害賠償責任保険への加入に伴い、 保険会社に対して個人情報を取り扱う事務の委託の審議については今 後、報告も不要ということでよろしいですか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、そのような限定を付して承認といたします。

(事務局) WEB 会議端末の充電のため、5分間ほど休憩時間をください。 (中村会長)では、ここで5分間の休憩とします。

3 報告事項

- (1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
 - ア 医療的ケアを必要とする児・者の家庭への手指消毒用エタノール の配付
 - イ フードドライブ物品貸出事業
- (2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
 - ア 横浜市中小企業融資制度事業
 - イ YOKOHAMAフードドライブキャンペーン
- (3) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
 - ア データ移行作業委託
 - イ データ移行作業委託の為の事前見積り
 - ウ データ移行作業委託
- (4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - アロ座振替勧奨事業
 - イ 食品衛生法改正に係る周知啓発事業委託

- ウ 児童氏名ラベルの印刷業務委託
- (5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告

議会の傍聴受付

(6) 家具転倒防止対策助成事業の実施に伴う器具の購入補助等について の業務委託についての報告

感震ブレーカー等設置推進事業に係る事務

- (7) 生涯学習等講座の企画運営業務委託についての報告 横浜型プロボノ事業 (ハマボノ)
- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(23件)
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(51件)
- (10) 個人情報ファイル簿兼届出書(2件)
- (11) 個人情報ファイル簿変更届出書(6件)
- (12) 個人情報ファイル簿廃止届出書(4件)

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年11月21日~令和3年1月22日)
- (2) 12月10日に記者発表した港北土木事務所の職員による不祥事(マイナンバーの入った行政文書の恣難)
- (3) Peatix社の不正アクセスによる漏えい事故について
- (4) 令和3年度の審議会スケジュール(確定版)について
- (5) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表 について (報告)
- (6) その他
- (中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」の(1)から(4)までに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 本日の追加配付資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。
- (事務局) <資料に基づき説明>

主な説明点:

- 「3 報告事項」について、今回から各類型報告の基準を案件の始めに添付することを説明。
- 「4 その他」(3)に関係して、イベント告知や申込受付サービスを利用する場合に「個人情報を取り扱う事務の委託」に該当するか否かの判断の枠組みについて説明。
- (事務局) 配付資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。
- (中村会長) ここまでの報告につきまして、何かございますか。特に御質問

がなければ了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

(中村会長) 次に、「4 その他」の「(5)いじめ重大事態に関する調査結果 の市ホームページ等における公表について」に移ります。

非公表の内容、つまり調査報告書の黒塗り版の内容に言及が必要な場合は、その時点で個人情報保護等の観点から途中で非公開とします。 それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) 引き続き別冊資料を御覧ください。

こちらは、平成29年11月29日の第160回個人情報保護審議会で御審議いただいた本市内で発生したいじめ重大事態に関する調査結果を市ホームページ等で公表することについて、審議結果として「公表版は審議会に報告すること。」との付帯意見をいただいたため、御報告しているものです。

時間の都合上、説明は省略します。配付資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御意見をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に御質問がなければ了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

- (中村会長) 続いて、「第三者評価委員会の令和2年度の実地調査について」、加島委員長から御報告をお願いします。
- (加島委員長)以前報告した時の審議会に不在だった委員もいらっしゃるので、少し御説明します。「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」は、当個人情報保護審議会の部会で、市役所の職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地調査を行い、問題点等を指摘していただくことを目的とした委員会です。私が第三者評価委員会の委員長を兼任しております。

9月30日の審議会で、「第三者評価委員会の今年度の実地調査は1月から2月頃に実施予定」とスケジュールを御報告しまして、本来ならば昨日、1月26日に2つの区役所のこども家庭支援課を調査に行く予定でしたが、御案内のとおり、緊急事態宣言が発出されましたので、残念ですが昨日の実地調査は中止いたしました。

理由としましては、実地調査はその名のとおり実地で調査するものなので、WEB方式などでは実施できないためです。執務室内を数人の委員が調査して回ることや、区役所間の移動などがあり、調査する側もされる側も、双方ともに感染リスクが高いので、緊急事態宣言下での調査は避けるべきと判断しました。

緊急事態宣言が解除されても、日程の調整などもありますので、実地 調査は当面延期する予定です。それまでの間は、市の個人情報の取扱い の監査の方法などについて聞くなどして、委員会の活動をしていく予 定です。

第三者評価委員会からは以上です。

(中村会長) ありがとうございます。大変な委員会ですけれども、引き続き よろしくお願いします。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありま したら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を 確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、2月24日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願申し上げます。

後日、御連絡を差し上げますが、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。

【閉 会】

資 料 特記事項

1 資料

- (1) ##10FF
 - (1) 第187回横浜市個人情報保護審議会次第
 - (2) 第187回横浜市個人情報保護審議会追加資料
- 2 特記事項

次回は令和3年2月24日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)

本会議録は令和3年2月24日第188回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確 定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規